

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

法人税の行為計算否認規定の最近の裁判例



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

法人税法では、行為計算否認規定として同族会社等に係るもの（同法132条）、組織再編成に係るもの（同法132条の2）、連結法人に係るもの（同法132条の3）を設けています。

平成26年には、ヤフー事件やIBM事件の地裁判決が相次いだことにより、これら行為計算否認規定に注目が集まりました。

令和になり、行為計算否認規定の適用が争われた事件が、東京地裁で同じ日に判決が言い渡されたことにより、再度注目を集めています。

今回は、この2つの東京地裁判決をご紹介します。

II. 同族会社等の行為計算否認/組織再編等に伴う同族会社からの借入

令01.6.27 東京地裁
(全部取消し)(控訴) Z888-2250

<事案の概要>

本件は、音楽事業を行う原告が、同族会社である外国法人からの借入に係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、麻布税務署長から、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、法人税の各更正処分等を受けた事案です。

この裁判では、原告を含むVグループ法人が設定した組織再編の8つの目的（日本における会社関係を1つの会社の傘下にまとめることや日本から円余剰資金を移転させ、為替リスクのヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を可能ならしめることなど）に合理性があるか否かが検討されています。

<東京地裁の判断>

1、法人税法132条の法令解釈
同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又

は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

2、本件への当てはめ

原告による本件借入れが行われる原因となった、Vグループが設定した8つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化（グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減）等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められ、本件再編成等スキームに基づく組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。そして、本件組織再編取引等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。

そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということとはできないから、専ら経済的、実質の見地において、純粋経済人として不自然、不合理なものとはいえず、経済的合理性を欠くものと認められない。

よって、本件においては、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するといえることはできない。

III. 特定資本関係5年超要件を満たす合併における法人税法132条の2の適用

令01.6.27 東京地裁
(棄却)(控訴) Z888-2251

<事案の概要>

本件は、原告が、その完全子会社(旧子会社)を被合併法人とする適格合併(平成22年法律第6号による改正前の法人税法2条12号の8)を行い、その子会社が有していた未処理欠損金額を同法57条2項の適用により原告の欠損金額とみなして損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、上記未処理欠損金額を原告の損金の額に算入することは原告の法人税の負担を不当に減少させる結果となるとして、同法132条の2の適用により更正処分等を受けた事案です。

<東京地裁の判断>

1、特定資本関係5年超要件を満たす適格合併についての法人税法132条の2の適用

法人税法は、個別的な否認規定である同法57条3項の適用が排除される適格合併についても、同項の規定が一般的否認規定の適用を排除するものと解されない限り、法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われたものと認められる場合には、同法132条の2が適用されることを予定しているものと解される。

2、法人税法132条の2の法令解釈

法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断

するのが相当である。

3、本件への当てはめ

本件合併とともに新子会社を設立、旧子会社の従業員の転籍、事業に係る製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産等の譲渡及び事業に係る建物、構築物、機械装置等の製造設備等の賃貸借が行われたことによって、実態としては、旧子会社の営んでいた事業はほぼ変化のないまま新子会社に引き継がれ、原告は、旧子会社の有していた未処理欠損金額のみを同社から引き継いだに等しいものといえることができる。そうすると、本件合併は、形式的には適格合併の要件を満たすものの、組織再編税制が通常想定している移転資産等に対する支配の継続、言い換えれば、事業の移転及び継続という実質を備えているとはいえず、適格合併において通常想定されていない手順や方法に基づくもので、かつ、実態とはかい離した形式を作出するものであり、不自然なものといえるべきである。

本件合併は、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、法人税法57条2項の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものといえるべきである。本件合併は、組織再編成に係る上記規定を租税回避の手段として濫用することによって法人税の負担を減少させるものとして、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるといえることができる。

IV. おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「行為計算否認」です。所得税及び相続税の規定も検索できますので、絞りたい場合には、「検索条件」のところで「税区分」にチェックを入れてください。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

かんたんに使えるから 顧問先への導入が 増えてます!

小規模事業者向けクラウドサービス

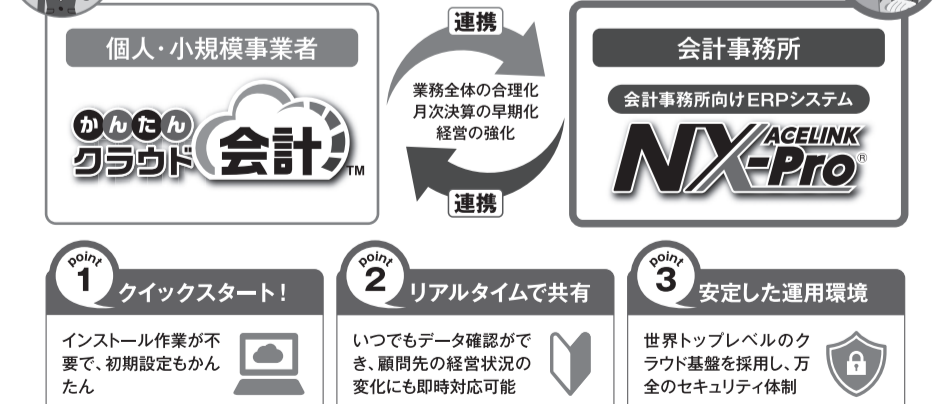
かんたんクラウド会計™

FinTech 技術でデータ取込



MJSイメージキャラクター 高橋 ひかる

かんたんクラウドで、 会計事務所と顧問先の業務効率化を実現!!



point 1 クイックスタート!
インストール作業が不要で、初期設定もかんたん

point 2 リアルタイムで共有
いつでもデータ確認ができ、顧問先の経営状況の変化にも即時対応可能

point 3 安定した運用環境
世界トップレベルのクラウド基盤を採用し、万全のセキュリティ体制

導入事例をチェック!

詳しくはこちら

かんたんクラウド 3ヶ月無料 検索

キャンペーン実施中!

※2020年3月末まで

MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。